

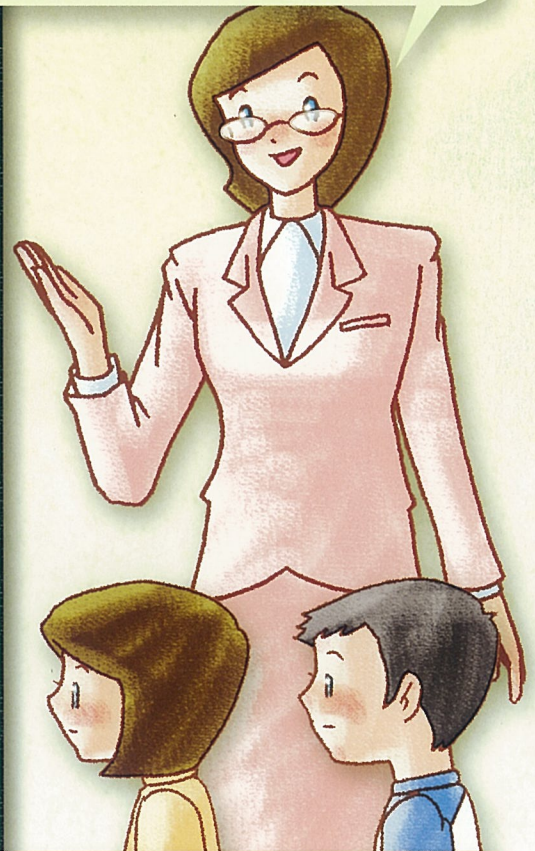
# 「いじめ防止対策推進法」

## という法律ができたよ！



社会には人間としてまもっていかうという  
 ルール(道徳など)がたくさんあります。「弱  
 い者いじめをしない」ということもその一つ  
 です。でも、いじめによって、かなしいできご  
 とがおきています。そこで、国が今年6月に  
 「いじめ防止対策推進法」という法律をつく  
 りました。

高崎市では、昨年4月から市をあ  
 げていじめ防止に取り組んでいます。  
 この法律をしっかりと学び、「高崎では  
 いじめに悩む仲間が一人もいない」  
 ことをめざして、みんなで協力し合っ  
 ていきましょう。



いじめは人の心も体もきずつけて  
 しまうんだよ。(第1条)

いじめは、みんなで協力し合って、  
 なぐさなきやいけなんだ。(第3条)

いじめをこへはいけません。  
 (第4条)

学校は、いじめをなくす努力を  
 しなぐちやいけなんだ。(第22条)

上の4つのきまり(条文)をふくめ、全部で35の  
 きまり(条文)があるんだね。

おうちの人と、いじめの問題について、  
 いっしょに話し合ってみましょう。



平成25年11月18日

高崎市いじめ防止推進協議会